

## 広域連携アグリビジネスモデル支援事業Q & A

(問1) この事業は、どのような事業なのですか。

(問2) この事業は、一般の会社でも実施することができますか。また、個人でも実施することができますか。

(問3) 本事業を実施するには、どのような手続が必要ですか。

(問4) 国から、どの程度補助してもらえるのですか。

(問5) 事業は、何年間で実施するのですか。

(問6) 整備できる施設・農業用機械には、どのようなものがありますか。

(問7) 直売所を整備することができますか。

(問8) 施設を効率的に活用するための技術習得等に要する経費についても、補助を受けることができますか。

(問9) 生産者・実需者連携事業とは、どのような事業ですか。また、この事業でいう「連携」とは、どのようなことを指すのですか。

(問10) 生産者連携事業とはどのような事業ですか。また、この事業でいう「共通した生産技術等」とは、どのようなことを指すのですか。

(問11) 生産者連携事業による農畜産物の高付加価値化（ブランド化）に指標・基準はあるのですか。

(問12) 生産者・実需者連携事業について、その事業実施主体の要件として、関連事業者等からの出資が必要であるとされていますが、具体的にどういうことなのですか。

(問13) 生産者・実需者連携事業では、農事組合法人が事業実施主体になることができませんが、なぜですか。

(問14) 特定法人とは、どういう法人ですか。どうすれば、特定法人になることができますか。

(問15) 特定農業団体とは、どういう団体ですか。また、特定農業団体になるためには、どのような手続が必要ですか。

(問16) 施設を整備するにあたり、用地の確保も助成対象になるのですか。また、建設予定地が農地の場合、どのような手続を行えばよいのですか。

(問17) 事業を実施するに当たり成果目標を設定することとなっていますが、具体的に、何年先を目標にどのような目標を設定すればよいのですか。

(問18) 目標年度において目標が達成できなかった場合、ペナルティがあるのですか。

(問19) 事業を実施するには、どのような手続が必要なのですか。

(問1) この事業は、どのような事業なのですか。

(答)

1 この事業は、競争力のある担い手の育成、安全・安心で効率的な農産物流通の確立等を目的として、農業生産者と実需者あるいは農業生産者同士が都道府県域を超えて行う取組について、それに必要な施設整備を、国が直接支援しようとするものです。

(別紙1をご参照下さい)

2 事業内容としては、

- ① 農業生産者と実需者が都道府県域を超えて連携する取組、
- ② 複数の都道府県に所在する農業生産者が共通の生産技術等によって連携する取組、
- ③ 農畜産物の効率的な販売・配送をするために必要となる加工・流通拠点を事業協同組合等が整備して農業生産者と実需者が連携する取組、

という3つの種類に分かれており、それぞれその取組に必要な施設整備に対して、国が助成することとしております。

3 なお、事業実施等に係る手続については、国と事業実施主体が直接やりとりするようなシステムとなっており、事業の実施を考えておられる法人又は団体の方々におかれては、熊本県にあっては九州農政局、それ以外の県にあっては、農政事務所(別紙2)までお問い合わせ下さい。

4 なお、詳細は、九州農政局のホームページ(<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/strong/strong.html>)に掲載しておりますので、併せて御覧下さい。

事業種類	①生産者・実需者連携事業	②生産者連携事業	③加工・流通拠点整備事業
事業タイプ	<p>〈生産施設等の整備タイプ〉                      複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等（取引関係を有する農業生産者等が出荷した農畜産物等を取り扱う事業者等）が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組</p> <p>〈加工施設等の整備タイプ〉                      農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組</p>	<p>〈生産・加工施設等の整備タイプ〉                      複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術（同一の品種や同様の播種、水管理、施肥、農薬の取扱い、摘果方法等何らかの共通点を有していること。）により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組</p> <p>〈販売施設等の整備タイプ〉                      複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組</p>	<p>複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等を実施する事業</p>
事業内容	<p>1 土地基盤整備事業                      畦畔整備、農地保全整備、建物用地整備</p> <p>2 施設整備事業                      農業用水施設、高生産性農業用機械施設、乾燥調整貯蔵施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、高品質堆肥製造施設、未利用資源活用施設、育苗施設、新技術活用種苗等供給施設、新規就農者研修施設、地域農業管理施設、経営高度化支援施設、産地形成促進施設、地域食材供給施設、それらの附帯施設                      （注）産地形成促進施設、地域食材供給施設については、生産者連携事業のみ</p> <p>3 特認事業                      1、2の他、地方農政局長が必要と認める事業</p> <p>4 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業                      1、2、3を円滑に進めるための新たなマーケットの開拓、実需者ニーズの把握、実践的な知識・技術の習得活動等のソフト活動</p>		<p>1 施設整備事業                      農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、新技術活用種苗等供給施設、それらの附帯施設</p>
事業実施主体	<p>1 3戸以上の農家から構成される法人又は団体で、農家が議決権の過半を占める等当該法人等の事業活動を実質的に支配すると認められる法人等                      (1) 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であって、次のいずれかに該当するもの                      ア 農事組合法人以外の農業生産法人                      イ 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人                      (2) 特定農業団体</p> <p>2 構成員に3戸以上の農家を含まない次に掲げる法人で、認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人                      (1) 農事組合法人以外の農業生産法人                      (2) 農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人）                      (3) 特定法人（農業経営基盤強化促進法に規定する特定法人）</p> <p>（注1）1、2について、関連事業者等から出資を受けていることが要件ですが、その出資割合には制限があります。                      （注2）2の各法人については、それぞれに一定の要件があります。</p>	<p>1 3戸以上の農家から構成される法人又は団体で、農家が議決権の過半を占める等当該法人等の事業活動を実質的に支配すると認められる法人等                      (1) 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人若しくは団体であって、次のいずれかに該当するもの                      ア 農事組合法人                      イ 農事組合法人以外の農業生産法人                      ウ 農作業の受託及び農作業の共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人又は任意団体                      (2) 特定農業団体</p> <p>2 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>3 構成員に3戸以上の農家を含まない次に掲げる法人で、認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人                      (1) 農事組合法人以外の農業生産法人                      (2) 農業サービス事業体                      (3) 特定法人</p> <p>（注1）1、3について、関連事業者等から出資を受けている場合、その出資割合には制限があります。                      （注）3の各法人については、それぞれに一定の要件があります。</p>	<p>1 事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された組合）</p> <p>2 1以外の者であって、食品製造業者、地域農林水産物の生産者、食品等卸売業者、食品等小売業者等が主たる構成員となっている団体又はこれに準ずる団体のうち、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長が特に適当と認めるもの</p>

(別紙2)

広域連携アグリビジネスモデル支援事業関連九州農政局管内連絡先一覧

農政事務所名	所在地及び電話番号等	担当者名
福岡農政事務所	〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261 FAX 092-281-3202	農政推進課事業係長 吉竹 忠
佐賀農政事務所	〒840-0803 佐賀市栄町3-51 TEL 0952-23-3131 FAX 0952-22-0544	農政推進課事業係長 御厨 敏臣
長崎農政事務所	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎4F TEL 095-845-7123 FAX 095-845-7183	農政推進課事業係長 酒井 孝暢
大分農政事務所	〒870-0047 大分市中島西1-2-28 TEL 097-532-6131 FAX 097-532-6135	農政推進課事業係長 廣瀬 敬司
宮崎農政事務所	〒880-0801 宮崎市老松2丁目3-17 TEL 0985-22-3181 FAX 0985-27-2035	農政推進課事業係長 山中 正
鹿児島農政事務所	〒892-0817 鹿児島市小川町3-64 TEL 099-222-0121 AX 099-226-4791	農政推進課事業係長 石峰 伸一
九州農政局	〒860-8527 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 TEL 096-353-3561 (代表) TEL 096-353-7417 (構造改善課直通) FAX 096-353-3561 (構造改善課) TEL 096-353-7366 (食品課直通) FAX 096-324-1439 (食品課)	〈構造改善課〉 課長補佐(技術) 渡邊新一郎(内線4263) 計画推進係長 牧枝 竜二(内線4268)  〈食品課〉 流通指導官 平野 洋一(内線4281)

(注)熊本県内については、九州農政局にご連絡下さい。

(問2) この事業は、一般の会社でも実施することができますか。また、個人でも実施することができますか。

(答)

- 1 広域連携アグリビジネスモデル支援事業は、
  - ① 生産者・実需者連携事業(農業生産者と実需者との連携)
  - ② 生産者連携事業(複数の都道府県に所在する農業生産者が連携)
  - ③ 加工・流通拠点整備事業(事業協同組合等が、農業生産者と連携)という3つの事業に分かれており、それぞれの事業ごとに事業内容、事業実施主体が定められています。
- 2 農業生産者が事業実施主体となる①及び②の事業については、事業実施主体として、3戸以上の農家が構成員となっている法人又は団体であって、その構成員である農家の方々がその法人等の支配権を有していること、例えば、株式会社であれば、その会社の議決権の過半を有していることが要件となります。
- 3 さらに、その事業実施主体自らが農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定農業者であるか、あるいは、構成員に認定農業者を含んでいるかのどちらかが必要となります。
- 4 また、事業実施主体は必ずしも農地法に基づく農業生産法人である必要はなく、加工、作業受託等のみを行う法人でも事業実施主体とすることができます。
- 5 したがって、3戸以上の農家が構成員となっていない法人等が、①及び②の事業について、事業実施主体となることはできません。

ただし、農家3戸以上を含まない場合であっても、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく特定法人(従来、構造改革特別区域法に規定されていた特定法人)であれば、常時従事者を3人以上雇用し、経営面積が20ha以上(中山間地域等では、おおむね10ha以上)となるような目標を設定している等の要件をクリアすれば事業実施主体となることが認められています。
- 6 ③の事業については、中小企業等協同組合法あるいは中小企業団体の組織に関する法律に基づく事業協同組合、事業協同小組合等が事業実施主体とすることができます。
- 7 したがって、事業を実施できるのは、一定の要件に合致する法人又は団体のみであり、個人が事業実施主体となることはできません。

(問3) 本事業を実施するには、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 本事業は、事業実施地区を全国的に公募し、それを第三者で構成された委員会によって審査して、事業実施地区を決定し、当該地区で事業が実施されることとなります。

- 2 手順としては、まず、事業を実施しようとする会計年度が始まる年の3月頃に農林水産省のホームページによって本事業の公募のお知らせがありますので、それに定められた期日までに、農林水産省へ事業実施計画書を提出していただくことが必要です。
- 3 そして、それらの計画書を第三者で組織された委員会で検討して、採択する事業実施計画を決定し、その後、要綱及び要領に従って、地方農政局長が当該事業実施計画を承認し、事業実施主体は、事業を実施することとなります。

(問4) 国からどの程度補助してもらえるのですか。

(答)

- 1 事業実施主体が施設・機械等を整備するのに要する経費(「事業費」と呼んでいます)のうち、1/2以内を国が助成しています。
- 2 ただし、農業機械を整備する場合、構成員に3戸以上の農家を含まない法人及び問1の別紙1の③の加工・流通拠点整備事業(事業協同組合等が事業実施主体となる場合)は、1/3以内となります。

(問5) 事業は、何年間で実施するのですか。

(答)

- 1 1年間です。

(問6) 整備できる施設・機械には、どのようなものがありますか。

(答)

- 1 この事業では、目標を達成するために必要な施設・機械を整備することができます。
- 2 具体的には、農畜産物集出荷貯蔵施設(野菜、果樹、畜産物の集出荷、選別、予冷、貯蔵等を行うための施設)、農畜産物処理加工施設(味噌、豆腐、漬物、ハム等の製造、野菜等の前処理(洗浄、カット等)を行うための施設)、新技術活用種苗等供給施設(バイオテクノロジー等新技術を活用した優良種苗の生産・供給等を行うための施設)、育苗施設のほか、農業用機械も整備することができます。
- 3 ただし、農業用機械については、整備可能な機械が定められています。整備可能な機械の例として、病虫害防除のための無人ヘリコプター(稲・麦類用)及び傾斜地用多目的管理機(果樹用)、農作物種子の収穫用機械としての乗用トラクター、茶複合管理機や省エネルギーモデル温室(太陽熱、地熱等の石油代替エネルギー利用型の共同利用温室)、低コスト耐候性ハウス(耐風速50m/s以上の強度を有し、コスト

が同強度の鉄骨ハウスの7割) などがあります。なお、導入できる農業用機械施設には、規格等について細かい定めがありますので、導入の可否については最寄りの地方農政事務所、九州農政局にご相談下さい。

(問7) 直売所を整備することができますか。

(答)

生産者連携事業において、産地形成促進施設として整備することが可能です。

(問8) 施設を効率的に活用するための技術習得等に要する経費についても、補助を受けることができますか。

(答)

この事業によって整備する施設・機械を最大限に活用し、目標とする農畜産物の安定供給を達成するために必要となる技術の習得、新たなマーケット開拓のための調査などについては、広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業として実施することが可能です。

(問9) 生産者・実需者連携事業とは、どのような事業ですか。また、この事業でいう「連携」とは、どのようなことを指すのですか。

(答)

- 1 生産者・実需者連携事業とは、農業生産者と実需者（関連事業者等〔食品会社、卸売業者等〕）が都道府県域を超えて連携して、又は複数の都道府県に所在する農業生産者が実需者と連携して、実需者に対して農畜産物を安定的に供給するために生産施設、加工施設等を整備する事業です。
- 2 「連携」とは、例えば、複数の県に所在する農業生産者が構成員となって農業法人を設立し、他県の食品会社、卸売業者等（関連事業者等）から出資を受けて、その関連事業者等へ一次加工品を出荷するために、加工施設等を整備したりというようなことが考えられます。

(問10) 生産者連携事業とはどのような事業ですか。また、この事業でいう「共通した生産技術等」とは、どのようなことを指すのですか。

(答)

- 1 生産者連携事業とは、複数の都道府県に所在する農業生産者が、共通した生産技術等により、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の生産、加工・販売を行うために、生産施設、加工施設、販売施設等を整備する事業です。
- 2 「共通した生産技術」とは、各連携先において品質の均一な農畜産物を生産・出荷及び販売するための技術の共有を指します。例えば、複数の県に所在する農業生産者が、同一の作物を生産するために、同一の品種（種子、種苗）、同様の播種（植え付け）、水管理、施肥（具体的には、栽培施設であるハウス及びその内部施設である施肥システムを統一）、農薬の取扱い、摘果方法などについて、共通点を有していることが必要です。
- 3 また、複数の県に所在する農業生産者が、同一の作物を異なる時期に出荷する等のリレー出荷を行うようなことも考えられます。

(問 1 1) 生産者連携事業による農畜産物の高付加価値化（ブランド化）に指標・基準はあるのですか。

(答)

指標・基準は特に定められていませんが、生産者連携事業は連携による農畜産物の高付加価値化（ブランド化）を前提としていますので、農畜産物及びその加工品が、市場の平均商品よりも価格、流通面等で有利に取引されることが求められます。

(問 1 2) 生産者・実需者連携事業について、その事業実施主体の要件として、関連事業者等からの出資が必要であるとされていますが、具体的にどういうことなのですか。

(答)

- 1 生産者・実需者連携事業では、事業実施主体が、関連事業者等から出資を受けることを要件としており、その関連事業者等からの出資については、事業実施主体毎にそれぞれ次のように規定されています。

(1) 事業実施主体が農事組合法人以外の農業生産法人の場合

- ① 当該農業生産法人が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する合名会社、合資会社又は合同会社）である場合  
関連事業者等の数が当該法人の社員の総数の1/4以下であること。
- ② 当該農業生産法人が株式会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社（注1）でないものに限る。）である場合

関連事業者等の有する議決権の合計が当該法人の総株主の議決権の1/4以下であり、かつ、関連事業者等の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の1/10以下であること。

(注1) 公開会社： その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社（会社法第2条第5号）

また、当該農業生産法人が、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法第12条の規定により作成する計画）に、経営改善目標達成のための措置として関連事業者等が行う取組等を明記し、市町村の認定を受ける場合には、上記の出資制限を次のとおり緩和されます。

① 当該農業生産法人が持分会社である場合

関連事業者等の数が当法人の社員の総数の1/2未満

② 当該農業生産法人が株式会社である場合

関連事業者等の有する議決権の合計が当該法人の総株主の議決権の1/2未満

(2) 事業実施主体が農業生産法人以外の法人又は団体の場合

関連事業者等から受け得る出資は、1の規定に準じることとなっています。ただし、事業実施主体が特定法人の場合は、制限を設けておりません。

2 生産者連携事業についても、事業実施主体が関連事業者等からの出資を受けようとする場合については、同様の制限がありますので、ご注意ください。

(問13) 生産者・実需者連携事業では、農事組合法人が事業実施主体になることができませんが、なぜですか。

(答)

- 1 生産者・実需者連携事業では、事業主体である農業生産法人等が、その連携先である関連事業者等から出資を受けていることが条件となります。
- 2 しかし、農業協同組合法により農事組合法人の構成員として認められているのは、農民、農業協同組合、農地保有合理化法人のほか、当該農事組合法人と農畜産物等の取引関係のある個人に限られており、一般の株式会社等が構成員となることはできません。
- 3 したがって、生産者・実需者連携事業において、農事組合法人は、事業実施主体から除外されています。

(問 1 4) 特定法人とは、どういう法人ですか。どうすれば、特定法人になることができますか。

(答)

- 1 特定法人とは、担い手不足などにより耕作放棄地が相当適度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、本来、農業生産法人にのみ認められていた農地の権利取得を、リース方式に限って認められた法人です。
- 2 特定法人となることができるのは、一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人で、耕作等に常時従事する人の中に、業務執行役員が1名以上いることが条件となります。  
なお、参入できる区域は、耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度ある地域で、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域となります。
- 3 借入に際しては、農家から直接借りるのではなく、市町村又は農地保有合理化法人を経由し、かつその農地について、確実に農業を行う旨を規定した協定を市町村と締結することが必要です。
- 4 特定法人として、農地を借り受けて農業経営に参入できるかどうかは、市町村の意向によりますので、特定法人になることをお考えの方は、最寄りの市町村役場の農業委員会等にお問い合わせ下さい。
- 5 特定法人貸付事業の詳細については、農林水産省のホームページ[http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi\\_seido/tokutei-houjin.pdf](http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi_seido/tokutei-houjin.pdf)を御覧下さい。

(問 1 5) 特定農業団体とは、どういう団体ですか。また、特定農業団体になるためには、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 特定農業団体とは、地域の農業経営を担う担い手が不足している地域で、
  - ① その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する主体として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれること  
(注) 特定農用地利用規程の認定年月日から5年を経過するまでの間に農業生産法人となることが計画されていることが必要です。
  - ② 地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有すること  
というような要件を持つ任意組織です。

- 2 特定農業団体として認められるためには、地域内の農地の権利を有する方々の団体（農用地利用改善団体）が、その地域内の農地の2／3以上に係る農作業を担う主体として特定農業団体を位置付けて、その地域内の農地の利用方策等を規定した農用地利用規程を作成し、市町村の認定を受けることが必要であり、その場合、当該農用地利用規程は、特定農用地利用規程と呼ばれることとなります。

(問 1 6) 施設を整備するにあたり、用地の確保も助成対象になるのですか。また、建設予定地が農地の場合、どのような手続きを行えばよいのですか。

(答)

- 1 施設整備のための用地の買収費・補償費は、助成対象からは除外されています。
- 2 なお、現況が農地である土地に施設を建設することは、農地法に規定する農地転用、つまり、農地を農地以外にする行為に当たるため、施設建設に当たっては、農地法に基づく許可が必要です。
- 3 また、転用面積によっては、都道府県知事あるいは地方農政局長の許可が必要となる場合がありますので、転用しようとする際は、最寄りの市町村役場の農業委員会へご相談下さい。
- 4 また、転用しようとする農地が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域である場合は、転用することができませんので、併せてご相談下さい。

(問 1 7) 事業を実施するに当たり成果目標を設定することとなっていますが、何年先を目標として、具体的にどのような目標を設定すればよいのですか。

(答)

- 1 事業実施計画の承認から3年度目を目標として、事業種類毎に次のような目標を設定することとなっています。(別紙3を参照)

事業種類	①生産者・実需者連携事業	②生産者連携事業	③加工・流通拠点整備事業
成果目標	<p><b>〈生産施設等の整備タイプ〉</b>  (ア) 事業実施主体と関連事業者等の間で取引が行われる連携対象農畜産物（連携作物）の取扱数量が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあつては、aによるものとする。  a 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね50%以上となること。  b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。  (イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第6条に基づき当該市町村が策定する基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に年間所得が到達する者が1以上増加すること。</p> <p><b>〈加工施設等の整備タイプ〉</b>  (ア) 事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあつては、aによるものとする。  a 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量の割合がおおむね50%以上となること。  b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。  (イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合又は農業協同組合連合会（農業協同組合等）の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。</p>	<p><b>〈生産・加工施設等の整備タイプ〉</b>  (ア) 共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物を連携して販売した量（連携販売量）が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場合にあつては、aによるものとする。  a 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね50%以上となること。  b 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね20%以上増加すること。  (イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。</p> <p><b>〈販売施設等の整備タイプ〉</b>  (ア) 事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の取扱量（連携取扱量）が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあつては、aによるものとする。  a 目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上となること。  b 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加すること。  (イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。</p>	<p>目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね50%以上となること</p>

(問 18) 目標年度において目標が達成できなかった場合、ペナルティがあるのですか。

(答)

- 1 事業実施主体は、目標年度(事業実施計画の承認から3年度目)において、自ら設定した目標が達成されたかどうかについて自己評価を行い、その評価結果を九州農政局へ提出することとなっています。
- 2 九州農政局としては、目標の一部あるいは全部が達成されていない場合は、事業実施主体に対して、改善計画の提出を求め、その後、目標が達成されるまでの期間、評価を継続することとなります。

(問 19) 事業を実施するには、どのような手続が必要ですか。

(答)

- 1 事業全体の流れは、別紙4のとおりです。

